

# 公益財団法人山梨県市町村振興協会評議員及び役員の報酬等に関する規程

（平成 23 年 8 月 26 日）  
協会規程第 22 号  
改正（令和 4 年 3 月 28 日）

## （目的）

**第 1 条** この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 13 号並びに公益財団法人山梨県市町村振興協会定款第 13 条第 1 項及び第 27 条第 1 項の規定に基づき、評議員並びに理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬の額及びその支給基準について定めることを目的とする。

## （定義）

**第 2 条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第 10 条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第 22 条第 1 項に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。

## （報酬等の支給及び額の決定）

**第 3 条** この法人は、役員等の職務の対価として報酬等を支給する。ただし、地方公務員法（昭和 25 年法律第 26 1 号）第 3 条に規定する一般職に属する地方公務員の身分を有する評議員及び役員には支給しない。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、その額は、400,000 円以内とする。
- 3 前項の報酬の積算については、公益財団法人山梨県市町村振興協会職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)を準用し、理事長が決定する。
- 4 常勤役員には、役員賞与及び通勤手当を支給することができる。
- 5 前項の役員賞与及び通勤手当の額については、職員給与規程を準用し、理事長が決定する。
- 6 常勤役員の報酬及び賞与の総額は、8,000,000 円以内とする。

7 評議員及び非常勤役員の報酬は日額とし、別表の区分に応じて、それぞれに定める総額の範囲内において支給する。

8 評議員及び非常勤役員が評議員会若しくは理事会に出席したとき及び監事が監事の職務に従事したときは、1回につき別表の報酬（日額）欄の金額を支給する。

**（報酬の支払方法）**

**第4条** 役員等の報酬等は、全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除したものとする。

2 常勤役員の報酬等(月額報酬、役員賞与及び通勤手当をいう。)は、職員給与規程を準用し支給する。

3 評議員及び非常勤役員の報酬等は、従事等をした日の属する月の末日までに支払うものとする。

4 役員等が報酬等の全部又は一部につき、自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

**（規程の改正）**

**第5条** この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

**（委任）**

**第6条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

**附 則**

この規程は、公益財団法人山梨県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

役職	報酬の年額（総額）	報酬（日額）
理事長 その他理事（常務理事以外）	240,000 円	10,000 円
監事（公認会計士・税理士以外）	250,000 円	10,000 円
監事（公認会計士・税理士）	1,250,000 円	50,000 円
評議員	120,000 円	10,000 円